

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成21年度から施行するため池等整備事業（桜池地区）について、当該事業に係る各年度において徴収する分担金の総額を定める。

2 規則の概要

(1) 平成21年度から施行するため池等整備事業について、各年度の分担金の額を、工事費（北栄町桜池における事業にあっては、当該工事費から当該事業に係る地域において施行する県道の工事に要する費用（以下「補償費用」という。）のうち工事費に係る部分の費用を除いて得た額）の100分の6に相当する額及び事務費（北栄町桜池における事業にあっては、当該事務費から補償費用のうち事務費に係る部分の費用を除いて得た額）の100分の11に相当する額の合算額とする。

(2) 施行期日は、公布日とする。